

# 茨城県報 第7173号

昭和58年9月1日

木曜日

## 目次

### 告 示

	ページ
●新規土地改良事業及び定款変更の認可(農地管理課).....	1
●土地改良事業の認可(2件)( " ).....	1
●土地改良法に基づく換地処分(4件)( " ).....	2
●道路の区域変更(4件)(道路維持課).....	3
●道路の供用開始(4件)( " ).....	5
●都市計画事業の認可(2件)(都市施設課).....	6
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所).....	7

### 公 告

●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届(水産施設課).....	9
●道路位置の指定(建築指導課).....	10

### 正 誤

●昭和58年6月30日付け茨城県報号外第166号中.....	10
--------------------------------	----

## 告 示

### 茨城県告示第1227号

昭和58年6月7日付けで久米土地改良区から申請のあつた芦間地区土地改良事業及び定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項及び第30条第2項の規定により昭和58年8月23日認可した。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹内藤男

### 茨城県告示第1228号

昭和58年6月15日付けで東茨城郡常北町大字小坂963番地河原井昭三ほか24名から認可申請のあつた小坂宮前地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年8月23日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹内藤男

**茨城県告示第1229号**

昭和58年 5 月 9 日付けで稲敷郡美浦村大字布佐 593 伊藤長夫ほか17名から認可申請のあつた光仏地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、昭和58年 8 月23日認可したので、同法第95条第 4 項の規定により公示する。

昭和58年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1230号**

昭和58年 3 月26日付け農管指令第 156 号をもつて認可した尾島地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和58年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1231号**

昭和58年 1 月28日付け農管指令第52号をもつて認可した萩原地区芝崎工区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和58年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1232号**

昭和58年 3 月 8 日付け農管指令第 114 号をもつて認可した柏木地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和58年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1233号**

昭和58年 1 月28日付け農管指令第 51 号をもつて認可した萩原地区萩原工区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和58年 9 月 1 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1234号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和58年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字中台字田苗下 2318番から 那珂郡那珂町大字杉字北原 1093番まで	旧	メートル 最大 6.50	メートル 7,000.00	
		最小 5.50		
那珂郡那珂町大字中台字田苗下 2318番2から 那珂郡那珂町大字横堀字譚葉 2037番6まで	新	最大 28.00	7,928.00	新道終点側計画変更 による区域変更
		最小 6.50		
		最大 71.50	7,962.40	
		最小 22.00		

**茨城県告示第1235号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和58年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽鳥停車場江戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡美野里町大字羽刈前 字東平2737番5から	旧	メートル 最大 7.00	メートル 1,206.00	
		最小 6.00		
東茨城郡美野里町大字羽刈 字五万堀617番まで	新	最大 35.00	1,206.00	常磐自動車道建設に 伴う区域変更
		最小 7.00		

## 茨城県告示第1236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上吉影岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡美野里町大字大笹 字西久保216番から	旧	最大 <small>メートル</small> 9.00	<small>メートル</small> 535.00	
		最小 5.00		
東茨城郡岩間町大字押辺 字柵山42767番1まで	新	最大 40.00 最小 6.40	533.00	常磐自動車道交差工 事による区域変更

## 茨城県告示第1237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和58年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡銚田町大字安塚字新田 592番1地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 13.50	<small>メートル</small> 3,423.00	
		最小 4.00		
鹿島郡大洋村大字梶山字橋本 1355番1地先まで	新	最大 13.50 最小 4.00	3,423.00	道路改良工事による 区域変更
		最大 41.00 最小 10.50	3,179.00	

**茨城県告示第1238号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道349号
- 2 供用開始の区間  
那珂郡那珂町大字菅谷字杉原5469番から  
那珂郡那珂町大字横堀字譲葉2037番6まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年9月1日

**茨城県告示第1239号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道羽鳥停車場江戸線
- 2 供用開始の区間  
東茨城郡美野里町大字羽鳥字開2798番3から  
東茨城郡美野里町大字羽刈字五万堀612番2まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年9月1日

**茨城県告示第1240号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道上吉影岩間線
- 2 供用開始の区間  
東茨城郡美野里町大字大笹字西久保216番から  
東茨城郡岩間町大字押辺字櫛山2767番1まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年9月1日

**茨城県告示第1241号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和58年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間  
鹿島郡銚田町大字安塚字新田592番1地先から  
鹿島郡銚田町大字安塚字深山下1151番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年9月1日

**茨城県告示第1242号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき、次のように告示する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 岩井市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
岩井・境都市計画道路事業  
3・4・6 長谷八幡線
- 3 事業施行期間 昭和58年9月1日から昭和62年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
岩井市大字岩井字篠山西，字富士越，字八坂馬場北脇，字棒山及び字安根井地内

**茨城県告示第1243号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のように告示する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 日立市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画公園事業

2・2・039 田尻浜児童公園

3 事業施行期間 昭和58年9月1日から昭和59年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 日立市田尻町字ハシノ作地内

(2) 使用の部分 なし

茨城県告示第1244号

行方郡潮来町大字潮来52番地に事務所を置く浅間下土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和58年9月1日

茨城県銚田土地改良事務所長 大 山 光 男

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字潮来65-1	理 事	北 島 真 清	
" " " 5053-2	"	橋 本 仁 三	
" " " 148	"	赤 尾 正 次	
" " " 28	"	橋 本 澄 雄	
" " " 30-1	"	久保木 郊 方	
" " " 5004-4	"	稲 田 弘四郎	
" " " 3084	"	沼 田 富 吉	
" " " 24	"	久保田 庄 一	
" " " 43-2	監 事	沼 田 豊	
" " " 51	"	藤 岡 哲	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字潮来5053-2	理 事	橋 本 仁 三	
" " " 5004-4	"	稲 田 弘四郎	
" " " 30-1	"	久保木 郊 方	
" " " 28	"	橋 本 澄 雄	
" " " 24	"	久保田 庄 一	
" " " 65-1	"	北 島 真 清	
" " " 148	"	赤 尾 正 次	
" " " 3084	"	沼 田 富 吉	

"	"	"	43—2	監 事	沼 田 豊
"	"	"	51	"	藤 岡 哲

茨城県告示第1245号

真壁郡明野町に事務所を置く村田村外三ヶ村土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和58年9月1日

茨城県下館土地改良事務所長 飛 田 清 実

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡明野町大字吉田637	理 事	尾 見 恒 夫	
下館市大字茂田758	"	石 川 多 門	
" 大字大塚100	"	幸 田 六 三 郎	
" 大字川連213	"	荒 川 友 一	
真壁郡明野町大字村田1534	"	山 中 正 市	
" " " 703	"	山 中 安 太 郎	
" " 大字下川中子171	"	大 和 田 貢	
" " 大字鷺島559—内2	"	山 口 一 郎	
" " " 219	"	古 橋 為 三 郎	
" " 大字成井361	"	須 藤 務	
" " 大字高津96	"	古 宇 田 十 四 三	
" " 大字中上野1066	"	遠 藤 作 一 郎	
" " 大字赤浜694	"	赤 城 定 徳	
下館市大字深見237—1	監 事	板 橋 昇	
真壁郡明野町大字海老江617	"	広 瀬 豊 一	
" " 大字寺上野617	"	古 宇 田 善 三 郎	
" " 大字古内487	"	松 本 福 三 郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡明野町大字赤浜675—1	理 事	坂 入 憲	
" " 大字村田703	"	山 中 安 太 郎	
" " 大字高津96	"	古 宇 田 十 四 三	
" " 大字中上野1066	"	遠 藤 作 一 郎	
下館市大字上川中子91	"	比 気 道 則	



〃 大字茂田767—2	〃	大 山 秋 男
〃 大字徳持390	〃	長 須 照 成
真壁郡明野町大字村田666	〃	中 里 武 一
〃 〃 大字古内509	〃	大和田 保 則
〃 〃 大字竹垣488	〃	佐 藤 昭 午
〃 〃 大字鷺鳥559—内2	〃	山 口 一 郎
〃 〃 大字谷原106	〃	中 村 定 雄
〃 〃 大字鷺鳥563	〃	鈴 木 朗
〃 〃 大字寺上野617	監 事	古宇田 善三郎
〃 〃 大字下川中子171	〃	大和田 貢
〃 〃 大字海老江617	〃	広 瀬 豊 一
下館市大字深見371—2	〃	篠 崎 哲 男

## 公 告

●漁船損害等補償法施行令に基づく発起届

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第182条第1項の規定による同意を求めめるための事前届出があつたので、同施行令第5条第3項の規定により、次の1のとおり公示し、届出にかかる指定漁船調書を次の2により縦覧に供する。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届 出 事 項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申し出をする漁業協同組合
茨城県新治郡玉里村下玉里1345—1 榎 木 光一郎 ほか2名	新治玉川	新治玉川漁業協同組合
茨城県新治郡玉里村高崎796 長谷川 正 二 ほか2名	田 余	田余漁業協同組合

2 指定漁船調書縦覧

(1) 縦 覧 期 間

昭和58年9月1日から昭和58年9月15日まで

(2) 縦 覧 場 所

加 入 区	縦 覧 場 所
新 治 玉 川	茨城県新治郡玉里村下玉里1398 新治玉川漁業協同組合事務所
田 余	茨城県新治郡玉里村高崎787 田余漁業協同組合事務所

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第326号	58. 8. 22	株式会社 江戸屋建設 代表取締役 西谷 正司	鹿島郡銚田町銚 田2231番地12	鹿島郡銚田町借宿字本 海庚申塚2189番7	メートル 4.00	メートル 73.40
" 第327号	"	有限会社 宮中地所 代表取締役 宮内 晃	" 鹿島町宮 中宇東山2080番 地8	" 大野村小山字権 淵山1117番45	4.00	34.40
下土木指令 第591号	58. 8. 18	鬼沢 幸男	真壁郡真壁町大 字古城7番3	真壁郡真壁町大字古城 字田中7番6, 7番7, 7番8, 7番9, 8番3	6.15	65.87

**正 誤**

●昭和58年6月30日付け茨城県報号外第166号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
7	下から9	276度	226度
16	上から16	700の点	700メートルの点
16	下から4	3,092メートル	3,090メートル
18	下から8	ウ及びエの各点	ウ, エ及びアの各点

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所